



立春を過ぎて昼間は暖かくなり、少しだけ春の訪れを感じられるようになってきました。とはいっても週末から再び寒波がやってきて寒くなるようです。温暖化で冬は暖かくなるのかと思っていたら、むしろ例年よりも大雪のニュースを目にすることが多い感じがします。本格的な春が来るまでもう一息、寒暖差で風邪を引かないように注意をしましょう。



## 1. 年金



### ●公的年金等から所得税が還付

～確定申告で所得税が還付されるかも！？～

→税制改正の影響で、年金からも**所得税の還付**を受けられる対象者が増えました（[令和8年1月号参照](#)）。R7.12の年金での還付は金額にかかわらず一律で計算がされているため、**すでに還付がされている方**でも、以下に該当する場合は確定申告をすると所得税が**還付**される可能性があります。

※年金から所得税が徴収されていない方は、こちらの記事は読み飛ばしていただいて大丈夫です。

<所得税が還付される可能性ありの方>

#### ①公的年金等の金額が以下の範囲内

→R7.12の年金での所得税還付後もまだ**所得税額がある**方で、合計所得金額が**132万円以下**

（65歳以上で公的年金のみの場合は242万円以下）

#### ②特定親族特別控除の対象者がいる

→**19歳～23歳未満**で所得が58万超123万以下の親族

#### ③所得要件の引き上げで扶養控除等の対象者が追加

→新たに扶養親族等が**追加**された

→年金以外の所得がある場合は、こちらも合算して計算を行います。

→年金振込通知書や源泉徴収票で、**所得税が徴収**されているかを確認してみるようにしましょう。

## 2. 労災保険

### ●労災保険制度の見直し

～小規模な農林水産業も労災保険加入へ～

→**働き方の多様化**等を受けて、現状は労災保険の対象にならない働き方についても**対象に追加**したり等、見直しが検討されています。このたび労働政策審議会より報告書が提出されました。今後、法改正等がされていきます。

<**労災保険の見直し**（案）>（おもなもの）

#### ■対象者の拡大

- ・暫定任意適用事業（農林水産業の一部）の**廃止**
- ・**特別加入**の対象を**拡大**することを検討

#### ■給付

・**遺族**（補償）等年金の支給要件で、夫にのみある支給要件を撤廃。**夫と妻の差を解消**。

・**消滅時効**について、療養補償・休業補償・葬祭料等消滅時効が2年の給付について、発症後の迅速な請求が困難な場合がある疾病が原因の場合は**5年**へ延長。労働基準法の災害補償請求権も同様に延長。

#### ■メリット制

- ・メリット制が、**労災かくし**や受給労働者等への報復行為等に繋がるという懸念につき、実態把握と必要な検討を
- ・**年度更新を電子申請**している事業主へ、労災の支給・不支給決定（初回のみ）やメリット基礎情報の**情報提供**を

→対象の拡大によって、財源も必要になってきます。

## 今月のトピックス



### ●雇用保険料率、2年連続引き下げ！～0.1%の引き下げ～

雇用保険料率が引き下げられる予定です。決定すると、一般の場合、全体負担分で

14.5/1000→13.5/1000、**従業員負担分**で5.5/1000→5/1000になります。R8.4から変更です。)

### ●健康保険・介護保険料率変更！～R8.3から。子ども・子育て支援金はR8.4から～

**愛知**は健康保険9.93%・介護保険1.62%へ、料率が変更になる予定です。詳しくは確定し次第発行となる‘健康保険・厚生年金保険の保険料額表’にてご確認ください。)

## □■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578

<http://chukyo-sr.jp/>  
 <http://www.facebook.com/chukyosr>

